

平成 30 年 9 月 11 日現在

機関番号：34506
 研究種目：若手研究(B)
 研究期間：2014～2017
 課題番号：26870755
 研究課題名(和文) 扶養制度の展開可能性 - 公的扶助に対する優先、補完・廃止

研究課題名(英文) The development of the private support system

研究代表者

冷水 登紀代 (Shimizu, Tokiyo)

甲南大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：50388881

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、ドイツ法との比較研究を通じて、日本における私的扶養制度の展開を検討するものである。

ドイツでは、社会扶助が先行して給付され、その後扶養義務者への償還請求を行う仕組みをとりつつ、高齢社会を背景として基礎保障制度が整備され、老親の扶養義務者への償還請求は年収による制限が設けられ、部分的に私的扶養優先原則が後退する仕組みも整備している。このような法状況のなかでも強制可能な私的扶養が維持されているのは、私的扶養制度を維持することで当事者間での任意の扶養の履行につながり、それが「家族」の保護にもつながる可能性があるからである。この観点は、今後日本における扶養制度の展開を考える指針となる。

研究成果の概要(英文)：In this research, through comparative study with German law, I will consider development of private support system in Japan.

In Germany, social assistance is awarded in advance, then a redemption request is made to the dependent supporter. In addition, with the background of the aging society, the basic security system has been improved, and requests for reimbursement of old parents to supporter of support are set by annual income. Therefore, the private dependence priority principle is partially recessed. Maintaining forcible private dependency in such legal situation is maintained because maintaining the private support system leads to the implementation of arbitrary support among the parties and consequently to protect family members. It is because there is a possibility of being connected. This point of view will be a guide for considering the development of the support system in Japan in the future.

研究分野：民法(家族法)

キーワード：扶養 公的扶助 生活保護

1. 研究開始当初の背景

本研究開始当初の背景として、戦後、社会保障制度を整備拡充させる流れのなかで、民法上の扶養制度の縮減ないし廃止（特に、877条の一般親族間扶養）を目指す方向性と日本型福祉のなかでの家族間扶養の維持を目指す方向性との対立が生じていた。このような対立のなか、高齢社会を背景として、家族内で貧困を解消できない状況が生じており、生活保護世帯が増加している。また、生活保護行政では、扶養制度が社会保障法、特に生活保護法との連携がとれていないために、生活保護の不正受給の問題も社会問題化されている。

このようななか、扶養制度について、多面的な検討をする必要性が指摘されてきた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、扶養制度を家族の負担と社会の負担との調整をする制度として機能させるために、今後扶養制度がどのような方向へと展開する可能性があるかを、ドイツ法の議論を手がかりに検討することを目的とした。

具体的には、まず、日本における扶養制度が生活保護制度との連携を困難にしている問題点を明らかにし、ドイツ法が扶養制度と社会法とを連続した制度とするために扶養制度がどのような制度となっているか（目的）また2005年に社会法（社会法典第12編社会扶助に「基礎保障制度」が整備され）が拡充され、扶養制度の廃止が強く主張されるなか、なお維持されているのはなぜか、すなわち扶養制度にどのような法的意義が与えられているのか（ ）を検討することにより、日本における扶養制度の展開可能性を検討することであった。

3. 研究の方法

ドイツ法との比較研究による。基本的には文献研究を上記目的に即して行ったが、ドイツにおける扶養法の法文化的背景、社会法と財政の関係、貧困政策一般に関連しては、その分野の専門家にインタビューをすることを通じて効率的に情報を収集した。

4. 研究成果

貧困者が、生活保護を先行して申請し、受給した場合には、生活保護実施機関が扶養義務者に生活保護法77条の償還請求することになるが実際にはほとんど行われていない。そのため私的扶養優先原則（生活保護の補足性原則）が貫徹されていない状態にあった。その一因として日本の扶養制度の権利義務の確定が当事者の協議（協議がまとまらない場合には最終的に審判）で行われる制度となっていることが指摘できる。生活保護実施機関も償還請求を行うには同様の手続が必要となる（〔図書 〕）。また、扶養の権利の

内容が必ずしも明確でないため、介護との関係でも家族負担の限界をどこで画するのかという新たな問題が生じていた〔図書 〕。

ドイツでは、扶養の権利義務の確定の基準・扶養の権利義務の順位付けが、民法上明確に定められており、社会扶助の実施主体による償還請求が行われていた。これにより、ドイツでは、扶養義務者に給付能力があれば（将来も含めたその相当な生活を維持しつつ）、扶養義務が強制されることになる。社会扶助主体は、扶養義務者の生活とその者が負担すべき先順位の扶養権利者の生活を維持したうえで余力があれば、扶養義務を履行させることになる。扶養義務者に扶養義務があるかどうかは民法上の規定により判断されるため、客観的に定まる。そして、基礎保障制度が導入され、扶養義務者の収入を基準とした償還制限が規定されるまでは、社会扶助実施主体の償還請求が今日よりも行われていた。介護保険制度を導入したことを契機として、高齢の親が施設に入所した場合にその施設費用の負担を自らまかなうことができず社会扶助に頼る状況が生じていたためである。そのため、扶養義務者である子の負担の増大し、子の負担を懸念した親が社会扶助の申請ができなくなるなど、社会扶助主体からの償還請求が問題となり、高齢者等のための基礎保障制度が導入された。この制度により、年収10万ユーロに満たない扶養義務者に対しては、老親が基礎保障を受給した場合には、実施主体からの償還請求が行われないものとされた。ただし、基礎保障制度導入後も、社会扶助に関する償還制度はそのまま維持されているため、老親が社会扶助を受給している場合にはなお償還請求の問題は生じる。（〔論文 〕。ただし、2017年8月にドイツでおこなった現地調査では、必ずしも償還請求を行った場合の回収率が高いとはいえないとのことである）。

ところで基礎保障制度が整備され、一定年収のない扶養義務者への償還請求が制限されることにより、事実上、血族扶養が一部後退している状況にある。しかし、扶養制度が従前のまま維持されている。そのため、扶養権利者は、扶養制度を優先して求めるか、基礎保障制度を先に受給するかを選択は可能と考えられている。しかし、社会制度が拡充する今日においては、扶養制度を正当化する根拠が必ずしも積極的にあるとはいえないのではないかと、扶養制度の根拠についてドイツではより活発に議論されている。すなわち、扶養制度を維持することは、確かに扶養義務者の行為の自由（基本法2条1項）と、基本法が保障する家族の保護（6条）との緊張を生み出すが、扶養義務者の一定程度の生活は扶養制度に保障され、苛酷をもたらす場合にはその請求自体が民法1611条や社会法上の制限が行われている（このような場面では、家族の連帯がない、との理由から制限されていることが注目されるが、積極的な正当

化根拠にはならない)。他方、扶養義務者の意思と相互性も扶養の義務の正当化根拠として検討されているが、子の親に対する扶養の場面では正当化できず、相互性の考え方も子に扶養能力がない場合には親が子を扶養する根拠付けに限界が生じる。そうすると、扶養制度を積極的に維持する根拠はドイツ法においても見いだせないともいえる。しかし、それでもドイツが血族扶養を維持するのは、任意に扶養が行われることで、家族の関係性の維持に寄与し、国家は諸政策を通して家族を支援することも可能であり、このことが家族の関係性の維持に一定の役割を果たしているともとれるからであった〔論文〕(2017年の現地のインタビューでは、扶養制度がBGBに規定された経緯やドイツは他の西ヨーロッパ諸国と比べ家族のつながりがお強いための維持されているのではないかなどの意見もあった)。ドイツでは、人口動態統計や経済状況の点から設計されている社会法の位置づけからみて、積極的に国家が家族に介入する社会制度を必要とする血族扶養の廃止の動きは現時点ではないが、社会政策の一例として、貧困高齢者への基礎保障による所得保障だけでなく、血族扶養を廃止すべきとする議論の一因となっている介護の分野でも近年段階的に給付水準の引き上げを図っている(なお、EUレベルではあるが、困窮者向け食料支援プログラムが、2012年以降農業政策と切り離して行われており、実質的には社会保障の役割も果たしている。このような多方面からの貧困者支援もドイツの貧困政策を検討する際には考慮しておく必要がある)。

以上を踏まえると、必ずしも積極的な正当化根拠が見いだせない扶養制度であったとしても、扶養制度があることにより、一定の場合には扶養義務が強制される可能性は残されており、それゆえ扶養義務者は任意に扶養を行うという機能も否定できない。扶養制度には、国家が家族が機能するために家族に求められる負担を促す機能と、扶養義務者の権利を侵害しないように限界付けを行う機能が見いだされる。もしこれらの機能を血族扶養の問題として位置づけられないのであれば、扶養制度は縮減・後退するとともに、家族に与えられてきた保護政策も縮減し、社会法の拡充へとつながる可能性がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

冷水登紀代・扶養の権利義務の明確化と公的扶助制度との調整 - ドイツ法の視点から、貧困研究12号(2014年)、58 - 70頁

冷水登紀代・老親に対する子の扶養義務の

具体的算定方法(札幌高裁平成26年7月2日決定過程の法と裁判4号97頁)民商法雑誌152巻4=5号99-104頁(2015年)

冷水登紀代・ドイツ法における血族扶養の意義 - 老親扶養を中心に - 甲南法務研究14号53-63頁(2018年)

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計4件)

冷水登紀代・扶養法と生活保護法の現状と課題 - 古橋工ツ子他編『家族法と社会保障法の交錯』(信山社、2014年)163-182頁

冷水登紀代・認知症高齢者の加害行為と配偶者の714責任・現代民事判例研究会編『民事判例』(日本評論社、2014年)108-111頁

冷水登紀代・親族による財産管理と法的地位・水野紀子=窪田充見編『財産管理の理論と実務』(2015年、日本加除出版)273-296頁

冷水登紀代・経済的に困っている人はどのように救済されるのか。小賀野晶一他編『公私で支える高齢社会と地域生活 第1巻』勁草社(近刊)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

冷水 登紀代(Shimizu, Tokiyo)
甲南大学・法学(政治学)研究科・教授
研究者番号：26870755

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：

(4)研究協力者

()